

## 前回の議事概要について

## ■料金体系について

## ○平日単価と休日単価の設定

- ・ 差異を設けるべきとの積極的な意見はなく、同一単価とする方向。

## ○加算料金の設定（冷暖房費・照明代・備品設備）

- ・ 基本料金とは別に加算料金として設定すべきとの積極的な意見はなく、基本料金に含める方向。ただし、屋外夜間照明のように明らかに昼間利用とコストが異なるものは加算も妥当。

## ○割引割増設定

- ・ 営利割増は、これをなくすべきという積極的な意見はなく、現行割増設定を維持する方向。
- ・ 町外割増は、町外から人を呼び込み活性化を図るため戦略的に同一料金にしてはという積極的な意見、生活圈域を同じくする近隣で差を設けなくてもよいという意見があり、逆に町外割増を維持すべきという積極的な意見はなく、同一料金とする方向。
- ・ 全時間使用割引は、これを維持すべきという積極的な意見はなく、廃止する方向

## ■受益者負担について

- ・ 各施設とも修繕や更新を必要としているが、その費用が維持管理費の中でこなせるものか資本費に組み入れて考えないといけないものなのかの議論が必要ではないか。
- ・ 施設の現状維持を想定して料金を考えるか、修繕や更新を想定して料金を考えるかで料金設定も違ってくるのではないか。
- ・ 資本費も、機能的要因（技術革新によるものなど）、社会的要因（法改正によるものなど）、物理的要因（経年劣化によるものなど）に区分けして料金の算定対象に含めるべきかどうかを考える必要があるのではないか。
- ・ 使用料の算定対象に資本費を含めるかどうかを先に議論するのではなく、各施設の受益者負担割合（公費負担割合）を先に議論すべきではないか。住民生活に必須な施設であれば維持管理費にも資本費に対しても税を投入して支えていかなければならないし、施設の必要性の判断が先にあるのではないか。
- ・ 施設ごとに判断する考え方もあるが、諮問書に記載のある統一的な設定基準としてどうするかを考える必要があるのではないか。
- ・ 各公共施設の必需性・市場性を象限表にあてはめていくに際して、現在の受益者負担割合（公費負担割合）が第一回会議の資料7に記載されているので、その比率を象限表に落とし込んで、今の比率が妥当かどうか、あるべき比率はどこなのかを議論するのがよいのではないか。

## ■減免規定について

- ・ 減免規定は、前段で料金設定を議論しておきながら最後に減免で料金をとらないとなれば、それまでの議論の意味がなくなってしまうのではないか。
- ・ 減免の判断基準が曖昧なため明確にすべきではないか。明確にしておかないといくらでも適用範囲が広がってしまわないか。

- 税の二重投入という考え方もわからなくもないが、例えば地域の活性化など戦略的な理由で考え方を整理した方がよいのではないか。
- ボランティア活動に減免適用がないと活動が難しくなってしまうのか。
- 減免を適用してもらっているからこそ種々の活動に協力しようという側面もあるのではないか。
- 各種団体の育成という観点も理解できるが、施設使用料の減免という形ではなく直接的な支援が本筋ではないか。